

平成 30 年 12 月 5 日

環境経済委員会

ごみ減量推進課

湖西市と浜松市との間の一般廃棄物の処分に関する
事務の委託の更新について

1 概要

本市は、湖西市のもえるごみを平成 22 年 10 月から西部清掃工場において処理をしている。現在のごみ処理委託単価の適用期限が、平成 30 年度末をもって満了となるため、両市で協議を行い、下記のとおり合意したものである。

2 更新内容等

(1) ごみ処理委託単価

| H22. 10. 1～ | H26. 4. 1～ | H28. 4. 1～ | H31. 4. 1～ |
|-------------|------------|------------|---|
| 20,500 円/t | 20,800 円/t | 25,050 円/t | 25,050 円/t 消費税率引上げ(10%)後は 25,300 円/t |

(2) 湖西市からのもえるごみ受入実績

(単位：t)

| 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 4,802 | 14,304 | 13,755 | 13,734 | 13,402 | 13,435 | 13,157 | 13,130 |

(3) 適用期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 1 月 31 日まで

ただし、社会経済情勢の変化等が生じた場合は、その都度、見直しを行うこととする。

3 今後の予定

- ・平成 30 年 12 月下旬 附属協議書の締結
- ・平成 31 年 10 月以降 消費増税後の処理単価 25,300 円/t で適用開始
- ・平成 36 年 1 月 31 日 湖西市からのもえるごみの受入を終了
※平成 36 年 2 月以降、湖西市は現在休止中の焼却施設の再稼働の方針を決定(平成 29 年 12 月)